

商標登録出願 必要費用一覧表

令和4年4月改訂

1 出願時

- ・特許庁に商標出願するために必要な費用です。
- ・「手数料」には、特許庁より拒絶査定通知等が届いた場合の、意見書、補正書等の作成費用も含ませて頂いております。
- ・拒絶査定不服審判等を提起する場合には、別途費用をご相談させていただきます。

区分数	特許印紙代	手数料（消費税込み）	合計（消費税込み）
1 区分	12,000 円	88,000 円	100,000 円
2 区分	20,600 円	104,500 円	125,100 円
3 区分	29,200 円	121,000 円	150,200 円
4 区分	37,800 円	137,500 円	175,300 円
	以下、1 区分追加毎に、8,600円	以下、1 区分追加毎に16,500円	

2 登録時

- ・特許庁より最終的に商標登録査定を得られた場合に、商標登録するために必要な費用です（拒絶査定が確定した場合には当然不要です。）。
- ・下記の「特許印紙代」は10年分の登録料であり、5年毎の分割納付も可能ですが、割高になります。（1区分毎に17,200円/5年間）。

区分数	特許印紙代	手数料（消費税込み）	合計（消費税込み）
1 区分	32,900 円	66,000 円	98,900 円
2 区分	65,800 円	88,000 円	153,800 円
3 区分	98,700 円	110,000 円	208,700 円
4 区分	131,600 円	132,000 円	263,600 円
	以下、1 区分追加毎に、32,900円	以下、1 区分追加毎に22,000円	

3 更新時

- ・登録日から10年後、特許庁に更新登録を申請する場合に必要な費用です（更新をご希望されない場合には不要です。）
- ・「特許印紙代」は現在の金額であり、将来変更される可能性がございます。また、5年毎の分割納付も可能ですが、割高になります（1区分毎に22,800円/5年間）。
- ・20年目以降も同様に更新可能です。

区分数	特許印紙代	手数料（消費税込み）	合計（消費税込み）
1 区分	43,600 円	55,000 円	98,600 円
2 区分	87,200 円	66,000 円	153,200 円
3 区分	130,800 円	77,000 円	207,800 円
4 区分	174,400 円	88,000 円	262,400 円
	以下、1 区分追加毎に、43,600円	以下、1 区分追加毎に11,000円	